

議会だより

第177号

令和3年
8月発行

なかもとゆうだい

題字：中本 雄大さん
屋良小学校6年



～主な内容～

令和3年 6月定例会 …………… P2～5

町政を問う!15名の議員が一般質問 … P6～21

題字紹介・職人紹介 …………… P22

まちの職人紹介 Vol.2

山田 義明さん

[嘉手納町議会ホームページ](#)

[嘉手納町議会](#)

[検索](#)

町議会を傍聴しましょう!!定例会は3・6・9・12月に開かれます。

6月定例会

補正予算3億3230万8千円を可決!

令和3年第4回6月定例会が6月8日(火)から14日(月)の日程で招集された。

本定例会では、令和3年度補正予算を含む議案7件、報告1件、発議3件、陳情2件を可決した。一般会計補正予算も審議され、補正予算可決後の令和3年度一般会計予算総額は116億1067万7千円となった。



嘉手納町比謝川自然体験センター展示室 ※画像は完成イメージです

嘉手納町比謝川自然体験センター条例を制定

嘉手納町の恵まれた自然環境と独特の文化、風習及び産業等の資源を有効に活用し、ふれあい活動の場を提供することにより、嘉手納町の特性を活かした自然体験学習等の機会を促進し、観光振興及び地域の活性化に寄与することを目的に設置される比謝川自然体験センターについて条例を可決した。

事業内容

- 1 嘉手納町の特性を活かした自然体験学習等の機会を促進し、地域の活性化に関すること
- 2 比謝川の自然を理解し、案内できる人材の育成に関すること
- 3 対話、交流及びレクリエーションの場の提供に関すること
- 4 地域情報及び観光情報の発信に関すること
- 5 その他、設置目的を達成するための必要な事業に関すること

その他に、指定管理者による管理、業務、利用時間、観覧料金、利用の許可、利用料金、利用の制限、入場者の義務など及び、附則において施行期日を令和4年4月1日とし、施行日の前において指定管理者の指定等準備行為を行うことができ旨が規定された。

6月定例会 主な議案一覧

| 件名 | 議決結果 |
|---|------|
| 嘉手納町国民健康保険条例の一部を改正する条例について（母法の改正） | 原案可決 |
| 町道の認定について（町道 105 号線(字屋良地内)を認定） | 原案可決 |
| 嘉手納町屋良東部地区地域振興施設条例の一部を改正する条例について（利用時間及び利用料金の改定） | 原案可決 |

第6回臨時会 主な議案一覧

| 件名 | 議決結果 |
|---|------|
| スポーツドーム照明取替工事請負契約について（契約の相手方 ㈱東江電気工事 契約額 4950 万円） | 原案可決 |
| 屋良小学校運動場等整備工事請負契約について（契約の相手方 ㈱大興建設・大永建設工業㈱ 共同企業体 契約額 1億6500 万円） | 原案可決 |
| 嘉手納町個人情報保護条例の一部を改正する条例について（母法の改正に伴う改正） | 原案可決 |
| 嘉手納町手数料条例の一部を改正する条例について（母法の改正に伴う改正） | 原案可決 |

Q & A こんな質問がありました

6月定例会にて補正予算の審議が行われた。主な質疑の内容は次の通り。

Q 民生安定施設整備事業の中の嘉手納野球場土壌調査委託料について、ごみの混じっている土質とは何か。

A 土質調査の中のボーリング調査でビニールテープやロープ、また釘とかアルミ片、ガラス片、木片やレンガ片などが入っていた。

Q ボーリング調査の深さは。

A 1か所当たり3mから8mのボーリングを5か所行う予定で、トータルで30m分を調査する。

Q 土壌汚染対策法というのはいつ施行された法律なのか。

A 平成14年に制定された法律。土地の土壌汚染を見つめるための調査や、汚染が見つかつた時にその汚染によって私たちの健康に悪い影響が生じないように、土壌汚染のある土地の適切な管理の仕方について定められている。

Q 嘉手納野球場の工事期間は。補正予算可決後、4か月間かけて調査後、3年かけて実施設計を進め、早くても令和5年度には工事を進めたい。

Q 道の駅かでな展示室リニューアル事業の委託料1210万円の財源内訳及び特定財源と一般財源の内訳は。

A 内閣府の沖縄振興特定事業推進費補助を受ける。補助率10分の8で、968万円が補助金分。

Q 認可保育所事業費の保育環境改善等事業補助金90万円の内容は。

A コロナ対策のマスク、アルコール消毒液、備品等を購入するための保育所に対する補助金。

Q 地方創生臨時交付金事業における観光体験プログラム利用促進事業の利用対象者は。

A まず町民を優先し町民の利用が収まってきた後、町外の方へ移行していく。

第6回臨時会（令和3年8月5日招集）

新型コロナウイルス感染症対策経費 約1億1600万円を可決！

主な事業をピックアップ！

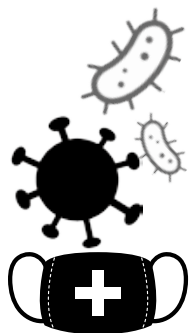
1 各区自治会事務所及び役場 庁舎感染症対策

●役場庁舎

ペダル式アルコール噴霧
スタンド、窓口用アクリ
ル板、空気殺菌機を設置。

●自治会事務所

検温モニター、換気時の
虫の侵入防止用網戸を設
置。



2 LINE公式アカウント機能 拡充

- ①チャットボットによる自動案内機能の追加。
- ②公開・配布から収集・分析を効果的に実施するための申請・アンケート機能の追加。
- ③年齢や行政区に応じて必要な情報を発信する機能の追加。



8/10現在の
LINE登録者数
(約3,800人)

3 公共交通運行継続支援

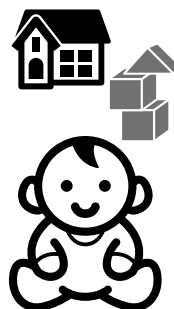
長期間のコロナ禍で
大打撃を受けている公
共交通事業者が今後も
継続的に運行できるよ
う給付金を支給。



- ①路線バス：10万円×11系統＝110万円
- ②タクシー：(個人タクシーは事業継続支援給付の対象)
法人分：5万円×20台×4月分＝400万円

4 認可外保育施設利用料補助

認可外保育施設に通う無
償化対象外の園児が登園を
自粛した場合、利用料の補
助を実施することで感染拡
大防止を図るとともに、認
可外保育施設の安定的な運
営を支援する。



5 事業継続支援給付

コロナ禍により前年・
前々年比20%以上売上げ
が減少した町内事業者へ給
付金30万円を支給。

(月10万円×3か月分)

(休業要請に係る沖縄県の
協力金対象事業者を除く)



6 観光コンテンツ造成業務

コロナ後の新たな観光コ
ンテンツを造成し誘客をは
かる。道の駅での平和学習
等、滞在時間増で経済効果
を上げる。ニーズ調査等
を行い、ガイド育成、観光プ
ログラムを作成し、県内外
に宣伝活動を行う。



第3回臨時会・第4回6月定例会・第5回臨時会

基地関連意見書・決議を全会一致で可決

R3.5/17
**パパーループの継続使用に
 嚴重に抗議し、使用禁止を
 求める意見書・決議**

米軍は、沖縄防衛局を通じ4月28日、嘉手納基地内の第353特殊作戦群の駐機場が完成したことを発表した。建設予定の整備格納庫は米軍の予算不足により未着工で、格納庫が完成するまでの間、通称パパーループ地区を継続使用することが明らかになった。

大型連休中にかけてもパパーループ周辺では深夜早朝にかまわず地上騒音・悪臭被害が増大しており、町民からは多数の苦情が寄せられ怒りは頂点に達している。

嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係当局に対し嚴重に抗議するとともに、パパーループの使用を即刻禁止することを求めた。

R3.6/8
**CV-22オスプレイの
 度重なる飛来に嚴重に
 抗議する意見書・決議**

令和3年5月26日に、CV-22

オスプレイ計4機が第353特殊作戦群の新駐機場への今年5度目の駐機を確認した。今までも、CV-22オスプレイが飛来するたびに、同型機の嘉手納基地への飛来中止を求め、断固反対の意思を表明してきた。



嘉手納基地に飛来した CV-22 オスプレイ

度重なる飛来はもはや嘉手納基地における恒常的運用に他ならず、強い憤りを禁じ得ない。米軍の基地運用は受忍限度をはるかに超えている。よって、町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、CV-22オスプレイの度重なる飛来に嚴重に抗議すると共に、嘉手納基地への飛来中止を強く求めた。

R3.7/15
**嘉手納基地における夜間・
 深夜早朝の騒音激化に
 抗議する意見書・決議**

嘉手納基地の夜間・深夜早朝に発生する騒音が激化している現状に鑑み、安眠を妨げる米軍の傍若無人な基地運用は、いかなる理由があれ断じて容認できず嚴重に抗議し、町民が実感できざる有効な騒音等への対策を早急に講じるよう、左記事項の速やかな実現を図るよう強く求めた。

- 1 嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を遵守すること。
- 2 E-3早期警戒管制機等の駐機場所を住民居住地から距離を置く駐機場に移転させるなど有効な対策を早急に講じること。
- 3 パパーループの使用を即刻禁止すること。

なお、本意見書・抗議決議については、臨時会当日に小野沖繩防衛局長及び梶田外務省沖繩事務所副所長に直接抗議要請した。小野局長からは、嘉手納基地からの騒音被害の現状は共有している、梶田副所長からは、被害状況は承知している旨の回答を得たが、現状は全く改善し

ていない。嘉手納町議会は今後とも粘り強く改善を訴えていく。



7月15日 議長及び基地対策特別委員にて要請行動を実施。航空写真で被害状況を説明。
 (左：沖縄防衛局 右：外務省沖繩事務所)

町政を問う

題字：髙原妙子 議員

- 安森盛雄** P7
幼児保育環境を問う
- 照屋唯和男** P8
パパループの継続使用に反対し中止させる対応、対策は
- 花城勝男** P9
嘉手納町行政のデジタル化推進を問う
- 古謝友義** P10
町の観光産業について問う
- 福地義広** P11
嘉手納基地の爆音・排気ガス等被害を問う
- 當山均** P12
指定金融機関委託契約に関して
- 宇榮原京一** P13
再生可能な空き家の活用を
- 奥間常明** P14
新型コロナウイルス対策を問う
- 金城利幸** P15
嘉手納町健康危機管理会議の組織構成と活動内容を問う
- 仲村一** P16
コロナワクチン接種を問う
- 志喜屋孝也** P17
兼久海浜公園全般を問う
- 髙原妙子** P18
地方自治体の公的奨学金返還支援について問う
- 石嶺邦雄** P19
テニスコートの設置を
- 新垣貴人** P20
「生命の安全教育」を問う
- 田崎博美** P21
死亡後の手続きについて問う

15人の議員が一般質問

(質問順)



安森 盛雄

幼児保育環境を問う

問 保育園の認可化移行事業の進捗は。

子ども家庭課長 昨年度より認可外保育事業の認可化移行について支援を行っており、令和2年度においては保育の質を認可と同等に引き上げるため、運営費の補助を実施してきたが、現時点で事業者において用地の確保に至っておらず、認可化移行の時期が未定の状況である。

町としても事業者を支援すべく、土地情報の提供など考え得る限りの支援をし、公園用地の活用についても検討を重ねてきたが、現在進行中の公園リニューアル事業への影響や駐車場不足など、公園内への保育所設置について都市公園法運用指針に定める諸要件を満たすのは難しいとの結論に至った。そこで町としては、嘉手納小

学校区内に限定していた場所を嘉手納町全域に広げることとし、事業者へ通知を行っている。

問 この事業は待機児童をなくすための事業であり、ここまで長引かせたことに対しては一番町民が不利益を被る。長引かせた責任、混乱を招いたことを認めて、しっかりと進めていただきたいが見解は。

子ども家庭課長 指摘があることを踏まえつつ、これまで以上に保育所設置が進むよう、早めに移行できるように要望していきたい。

問 当町は狭隘な町であることには変わりないので、今後も土地利用計画も含めしっかりと協議して頂きたいが見解は。

企画財政課長 新たに生じる土地や廃止になる土地などについてはその都度、新たな計画を進めていく必要があり、各課と調整しながら計画を進めていきたい。

町の財政方針を問う

問 次年度沖繩振興特別推進市町村交付金（一括交付金）が活用できなくなると、全体的にど

のような影響が生じるか。

企画財政課長 令和4年度から一括交付金制度がなくなった場合、中長期に取り組む必要がある継続事業の実施が困難になる。

問 観光事業・教育関連事業・リサイクル事業・省エネ推進事業などの新規・継続事業について、町の方針は。

企画財政課長 他財源を確保し自主事業を実施する必要がある。

財源が確保できず町単費にて実施する場合、本町の財政に多大な影響を及ぼす可能性があり、これまでの事業成果を確認しながら、必要性が確認できる事業のみ継続事業として採択する必要があると考える。

教育環境を問う

問 令和2年11月より嘉手納中学校で放課後講座を中学3年生の受験生を対象に開催したが、現状のコロナ環境を踏まえ、今後の方針は。

教育指導課長 実施について検討していきたいと考えている。

問 学習支援員の必要性についての見解は。

教育指導課長 本町教育委員会が目指す「子どもを一人たりとも置いていかない教育」の実現を目指す上からも学習支援員の配置は必要。

問 学習支援員の必要性があると教育委員会の見解だが、一括交付金がなくなれば精査をするとの見解は。

企画財政課長 支援員を配置した結果、数字的なものが顕著に伸びるのであれば効果はあるものと判断できる。今後、協議をしながら進めていきたい。



学習支援員による学習指導



照屋 唯和男

**パループの継続使用に
反対し中止させる対応、
対策は**

問 令和3年4月28日に完成している駐機場へは移動せず、格納庫が完成するまで継続使用すると、米軍への町の対応は。地域住民への騒音対策はどう講じる。

基地渉外課長 町長と第18航空団任務支援群司令官との面談を実施、この問題の解決に向けて強く要請。

米側より騒音データを参考に、騒音を減らす方法について検討したいとの提案があり、本町による騒音データ及び苦情内容の集計結果の資料を提供した。

一日も早い一時使用の終了と、その間の騒音削減に向け取り組んでいきたい。

問 騒音に悩んでいる住民に、

国も町も、我慢させていることだけしかやっていないのでは。

町長 騒音が発生しないよう最大限の措置を講じると、米軍側との合意が今回なされた。

騒音を受けている方々に対する何らかの手当てをすべきだということがあると思うが、基本的に騒音の発生は町の責任ではない。米軍が発生させている騒音に対し町の収入で補填するというのは違うと基本的な考え。

知恵を絞り、何らかの方策がないか考えていきたい。原因者負担という基本的な考え方を私を持つべきだと、持った上で何かができるのか知恵が絞れるかということ。

**特定地域特別振興施設
建設計画は**

問 建設敷地での減少する駐車場問題の解決は。

総務課長 通常の駐車場の使用については問題ない。

問 業者指名これまでの経緯は展示の判断は。

中央公民館長 設計業務は、令和2年度に完了、設計書に基づく展示工事となり、プロポーザルは実施せず、指名競争入札に

て発注。

問 展示室の旧軍飛行場、町の歴史、民俗的なものの判断は。

中央公民館長 文化財調査審議会委員等の協力を得ながら確認。

企画財政課長 視察研修、資料収集等調整し、期成会の意見も含めた形で進めていく。

問 施設への来場者の対象及び施設のコンセプトは。

中央公民館長 主に町民、小学生から高校生まで地域学習として利用できる展示を行う予定。

コンセプトは嘉手納を中心に沖縄の歴史、文化を学習できる内容。現時点では設計書どおりの施工だが、オープン後は展示資料を入れ替えられる箇所もあり、モニター等で流す映像も追加が可能。



展示室完成イメージ図

**新型コロナウイルス
感染防止への取り組みへ**

問 副反応の説明は。

町民保険課長 予約接種説明書の中に注意点を明記している。

問 独居老人、障がいがある方など弱者への対応は。

町民保険課長 福祉課と調整し対応を検討。

問 児童、園児の行事の多くが中止と聞くが何らかの支障は。

教育指導課長 計画を変更し、持ち方を工夫して実施。

子ども家庭課長 これまでとは違う保育方法や行事の在り方を模索し対応。

問 学校と家庭とのやり取りは、スマホなどでできないか。

教育指導課長 リモート面談できるか検討。

問 巡回相談支援業務委託、支援対象者児童見守り強化事業委託業務はどうしているか。

子ども家庭課長 保育所巡回相談事業は、1回は終わり、年度内で10回行う予定。支援対象児童見守り強化事業は、専門業者に委託しており、支障なく行っている。



花城 勝男

嘉手納町行政のデジタル化推進を問う

問 マイナンバーカードの国、県、嘉手納町の現在の発行枚数は。また、嘉手納町の目標枚数は。

町民保険課長 全国は令和3年5月現在3814万枚、約30%。沖縄県で36万6796枚、24%。嘉手納2839枚、21%、県内28位。令和4年度末までに町民に普及を講じる。

問 マイナンバーカードのメリットとデメリットは。

町民保険課長 メリットは、確定申告や住民票や戸籍謄本等の証明証をコンビニで取得、令和3年より健康保険証として利用。今後は運転免許証や国家資格の一本化。様々な分野でデジタル化を推進。デメリットは、セキュリティ面の不安。しかし暗証番号設定で、カードのなりすましを防止し、役場窓口で

丁寧の説明。

問 デジタル化推進で行政システムの統一、標準化のメリットは。

総務課長 業務のスピード化やペーパーレス化。大量の業務の中にAIやRPAのデジタル技術活用で業務の効率化。今後の少子高齢化社会による人手不足等の対応も可能で行政側にもメリット。

問 令和3年4月より押印廃止が7市町村、廃止予定が13市町村、検討中が21市町村。嘉手納町役場の押印手続の廃止実施スケジュールは。

総務課長 押印見直しの必要性は十分認識している。今後業務のデジタル化推進と並行し、早急に押印削減90%以上を目標に実施。

問 狭隘な嘉手納町で無料Wi-Fiを整備する検討は。

企画財政課長 無料Wi-Fiが整備の公共施設は合計19か所。今後は道の駅かでな、民俗資料室、比謝川緑地自然体験センターに設置を計画。町全域の予定はない。

問 Wi-Fi環境がないGIGAスクール世帯への支援策は。

教育総務課長 モバイルルーター

貸与でネット環境を整える。

問 町民全世帯かGIGAスクール世帯のどちらかにパソコンやタブレット購入に対して1台あたり3万円の助成ができるか。

教育総務課長 全世帯への購入助成等の考えはない。児童生徒にはパソコンの貸出しを検討。

問 嘉手納町行政のデジタル化推進の現状と課題は。

総務課長 行政手続のオンライン化とマイナンバーカードの普及が最も重要課題。現在は電子申請手続が少なく、マイナンバーカードの交付率も21%であり、今後は政府と共に、全役場でデジタル化の推進に取り組む。

問 嘉手納町行政のデジタル化推進についての町長の考え方は。

町長 国がデジタル化を強力に進めていく方針は決定している。国の方針等、動向等も十分踏まえ、デジタル化推進に向けて対処し、早急に取り組む。

問 中小事業者と一般家庭に対して、電気自動車購入1台当た

電気自動車及び太陽光発電の導入補助事業を問う

り50万円の助成。太陽光発電設置に50万円の導入補助は。

産業環境課長 メリット、デメリットもあり、国、市町村等の導入事例を調査し、必要な政策か調査研究し、慎重に判断したい。

LED照明器具の導入補助事業を問う

問 LED照明器具の補助事業導入に対して、中小事業者は半額の15万円、一般家庭は半額の5万円の助成ができるか。

産業環境課長 町内の事業者、一般家庭の方々のニーズ等、現状として事業実施の必要性を図る材料がなく、補助事業制度は考えていない。



環境問題に取り組みを



古謝 友義

町の観光産業について問う

問 観光協会の事務所を道の駅かでな内に予定しているが妥当か。

産業環境課長 多くの観光客が訪れる道の駅かでな内に設置することが効果的である。

問 観光協会が「道の駅かでな」の指定管理者を予定しているのか。

産業環境課長 組織の立ち上げ期であり、無理である。

問 まつり等のイベントは観光協会にすべて移行するのか。

産業環境課長 基本的に観光協会に移行するものではない。

問 観光ガイドはどのようにして活用していくのか。

産業環境課長 改めて勉強会が必要である。観光協会の事業として町歩きを実施し、ガイドの皆さんに活躍していただきたい。

問 観光協会の役員にJA、農家、漁業関係者、商店街関係者が入っていないが、支障はないか。

産業環境課長 規則等が整い会員が増え、組織の基盤がある程度形になったところで、役員については各産業等から改めて選任する予定である。

問 通過型観光からの脱却策として道の駅から町中心街への誘導策は考えているか。

産業環境課長 観光客の滞在時間を延ばすには、宿泊させることとである。教育旅行民泊を検討しており、実施することによりもろもろの消費につながり必然的に中心街への誘客につながることを考える。

問 宿泊施設（大型リゾートホテル）の誘致は考えているか。

産業環境課長 大型リゾートホテルを含め宿泊施設の誘致は検討の必要があるものと考えている。

問 旧中央公民館跡地の利用計画は。

企画財政課長 今年度中には更地になる予定。ホテル誘致については民間活用の中の一つとして考えていきたい。

問 野國總管公園の整備計画は

考えているか。

都市建設課長 多目的広場が整備されており、予定はない。

問 屋良城跡公園の整備計画はいつ頃完成予定か。

都市建設課長 令和9年度の完成を目指している。

問 比謝川遊歩道を整備する予定はあるか。

都市建設課長 比謝川大橋から屋良城跡公園までの1.5キロメートルの整備は完了している。今後は屋良城跡公園から道の駅まで比謝川沿いに検討を進めていく。

問 水釜護岸景観整備は今後継続するのか。

都市建設課長 台風により破損した護岸の復旧や強靱化工事が進められている。今後の護岸活用については県と相談していきたい。

問 イュニバーバンタを絶景スポットとして整備できないか。

産業環境課長 マルチメディアセンター屋上から絶景を眺めることができ、自由に出入りできることから整備を行う予定はない。

問 野國總管や甘藷伝来を全国にどのようUPRしていく

のか。

産業環境課長 野國總管まつりや嘉手納町のキャラクター「いもっち」による発信を行ってきたが、発信力に限界があり、今後は甘藷を使った商品開発等による発信が必要である。それを観光協会に担ってもらおう。

問 道の駅の店舗はリニューアル工事と新型コロナウイルスの影響で客足が激減している。入店業者へ何らかの支援は考えているか。

産業環境課長 今後、町による2回目の事業継続支援給付金の実施を予定している。また道の駅の入居テナントの皆様には臨機応変に対応していく。



観光の拠点道の駅かでな



福地 義広

嘉手納基地の爆音・排気ガス等被害を問う

問 深夜の爆音・排気ガス被害の現状は。

基地渉外課長 令和2年度深夜騒音発生状況は屋良局1万2792回、嘉手納局1万4432回、兼久局7516回。ロータリープラザ局（令和2年11月16日本格稼働）7877回。同年度の騒音に関する苦情は615件、排気ガスに関する苦情は43件。

問 今後の対応は。

基地渉外課長 引き続き、騒音測定等による騒音及び悪臭の発生状況の把握に努め、基地から発生する諸問題の改善及び住民への負担軽減について、日米の関係機関へ求めていく。

問 爆音被害の除去に向けて嘉手納基地爆音差止訴訟が第1次から3次、現在は4次訴訟の準備が進んでいる。爆音訴訟につ

いての町長の見解を問う。

町長 嘉手納基地爆音差止訴訟原告団が提起をした3次に渡る爆音訴訟において、裁判所は「基地周辺住民は、受忍限度を超える騒音被害にさらされている」として、その違法性を認定し、国に対しそれぞれ損害賠償を命じている。しかし、現在も騒音の改善は図られないどころか、これまでの判決を無視したかのような基地の運用が繰り返されている。こうした軍事優先の現状に対し、静かな夜を取り戻すために、夜間、早朝の米軍機の飛行の差止めと、騒音の大幅な軽減、騒音被害に対する損害賠償を求めて取り組まれているのが、嘉手納基地爆音差止訴訟であると考えている。深刻な騒音被害の問題に対して、その解決を図るために基地周辺住民が取りうる手段が、爆音差止訴訟であり、静かな環境を求める住民の心情はよく理解できる。

学校現場における爆音被害について

問 学校現場における騒音測定は実施されているか。測定されていればデータ提供願いたい。

教育総務課長 騒音測定結果を後

ほど、資料で提供したい。

PFOS等による地下水、湧水、井戸等の汚染について

| 地点 | PFOS | PFOA | PFOS PFOA |
|----------------|----------|--------|-----------|
| 屋良シリーガー | 1400 | 71 | 1500 |
| 屋良ウブガー | 1200 | 78 | 1200 |
| 屋良ヒージャーガー | 1700 | 180 | 1800 |
| ヌールガー | 750 | 97 | 850 |
| 嘉手納町水釜 | 2100 | 140 | 2300 |
| 屋良メーガー | 1400 | 83 | 1500 |
| 民家井戸等 (9地点) | 270~2800 | 19~140 | 290~2800 |

町内井戸等のPFOS等検出値
(令和2年冬季測定値 沖縄県調査)

問 汚染源が嘉手納基地ではないかと疑われる状況の中で「自然透過を待つ(3月議会答弁)」という姿勢で町はいいのか。

産業環境課長 地下水や河川については沖縄県管理であり、汚染源の特定、除染の実施については、沖縄県及び国に対して継続して要請していく。

新型コロナウイルス感染症対策について

問 町内におけるワクチン接種の現状及び全町民に対するワクチン接種の予定は。

町民保険課長 65歳以上の希望する高齢者へのワクチン接種は7月

末までに完了する見通し。令和4年の2月末までには、対象となる町民全ての方が迅速に接種できるよう取り組んでいく。

自治会事務職員の処遇を問う

問 複数の自治会から問題提起があり質問する。自治会長、事務職員等の処遇の決定、さらに予算措置についてはどうなっているか。

総務課長 自治会職員の給与及び服務については、自治会規定に定められ、その実施運用は自治会評議委員会と定めるとされている。但し、自治会の人件費については、町補助金で賄われており、嘉手納町自治会運営補助金交付規程で、算定基準は、予算の範囲内とされているため、人件費の基準額における増額等を行う場合は、町との協議が必要になる。

問 自治会活性化のためには町の協力が不可欠。そのためには双方の協議機関設置が必要では。

総務課長 現在各自治会長と総務課で、毎月自治会長会を行い、自治会の課題等について協議しており、協議機関を設置する必要はないものと考えている。



當山 均

**指定金融機関委託契約に
関して**

問 町指定金融機関業務委託は、町内に支店を置く5つの金融機関と2年毎に契約を結ぶ輪番制を採用している。

現行の委託契約内容を明らかにし、会計事務の効率化に向けた各種システム導入、会計課と受託金融機関の業務分掌の明確化、業務委託契約にかかる適正な費用負担に対する方針を問うが、現行の振込事務手数料は、

会計管理者 現在、振込事務手数料は免除となっている。

問 年間の委託契約額は。

会計管理者 現指定金融との契約では、委託料は発生していない。

問 これまで委託料を支払っていない理由は。

会計管理者 これまでは基金等を運用して利益を得ることができ

たので、指定金融機関の業務を無償で行ってきたと考える。しかし、近頃のマイナス金利を踏まえると、今までどおり無償での受託は厳しいと判断している。

問 次期受託予定の金融機関から要請があった勤務時間は。その要請に対する町の方針は。

会計管理者 今年7月1日から令和4年3月31日までは午前9時から午後4時まで勤務。

令和4年4月1日以降は午前9時から午後3時まで勤務との要請を受けている。

問 振込手数料の町負担は。

会計管理者 今年度は無償。次年度は近隣市町村の動向を確認して対応。



税公金ステーションを視察
(八重瀬町役場)

問 指定金融機関に日計表を作成させている業務の是非を問う。

会計管理者 指定金融機関に日計表作成を依頼しているのは本町と北谷町のみ。中部のその他町村は異なり、前日残高・当日収支・当日残高を提供して頂き運用している。

問 諸経費の町負担について。

会計管理者 内容を精査し、次期指定金融機関と調整のうえ対応していきたい。

「男女平等と多様性を尊重する社会を推進する条例」の制定を

問 本町では、平成20年3月に5つの基本方針を柱に12の重点目標、43項目の具体的施策を掲げた「町男女共同参画計画」を策定し、積極的に審議会及び行政管理職における女性登用に取組んできたことは評価する。

しかし、固定的な男女の役割意識や社会の慣習、しきたり、性別等を理由とした差別や暴力等の人権侵害は今なお根強く存在することも事実であるが、各施策の実施状況は。

企画財政課長 達成度合いは6割程度だと考えている。

問 計画に「各地域での推進活動が展開できるようネットワー

ク設置など町民が参画できる体制の確立に努める」とあるが、これまでの取り組みは。

企画財政課長 現在、取り組めていない。

問 男女平等で性別等・年齢・障がいの有無・国籍・文化的背景及び能力の違いなど多様性を認め合い、すべての人の権利が保障された人権尊重のまちづくりを目指し、条例の制定に取り組みことを提言する。

町長 新たな計画の策定に優先的に取り組むとともに、当該計画を推進していくための環境・体制づくりを努め、計画の実現に取り組んでいくことが現時点において重要である。

そして、行政の推進体制等が整った状況で、町民や事業所に対し努力を義務づける条例制定の検討段階に入っていくと考える。

多様性を尊重する社会を推進する条例は、本来の男女共同参画に加え、多様性を認め合い、すべての人の権利が保障された人権尊重のまちづくりを目指すものであり、内容的にも広範囲に及ぶことから、内容等の調査・研究が必要。



宇原 京一

再生可能な空き家の活用を

問 平成27年度に町が空き家調査した結果、空き家と判断される住棟が82戸あり、その内「簡易な手入れにより活用可能と思われる」空き家が48件で最も多く、次いで「改修工事を行えば活用可能と思われる」空き家27件がある。ちなみに「損傷、老朽化が著しく活用困難と思われる」空き家が7件であるとのこと。

この再生、活用可能な空き家等に移住、定住の促進を図るために、町が定期借家を10年間改修工事を行った上で、公的賃貸住宅として活用する事業を提案したいが見解は。

都市建設課長 人口増加に向けた取り組みの事例案として検証していきたい。

問 老朽住宅除去補助金制度として、倒壊や災害により周辺の住民に被害を及ぼす恐れのある老朽住

宅の除去が行われるものに対しての補助ができないか。

都市建設課長 定住促進事業が今年度最終年度となり、事業成果を検証し、今後の施策に検討したい。

AEDの設置及び使用状況は

問 平成16年に一般住民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDを使用して救命された事例も増えているが、いまなお、全国で毎年約8万人の方が心臓突然死で亡くなっている。

本町においても、公共施設へAED設置が行われているが、公共施設のAED設置場所と使用状況は。

総務課長 現在、公共施設33か所に合計42台を設置している。その内、小学校及び中学校には複数台設置しており屋小に3台、嘉手納小に4台、嘉手納中に5台を設置しており、またその42台以外に、持ち出し用として可搬式のAED2台を役場庁舎にて管理をしている。

使用状況は、持ち出し用は、ウォーキング大会、平和祈願祭へ

の貸し出し、ウォーターガーデンのオープン時に配置を行っている。

また、各施設に設置しているAEDについては、直近5年間においては、嘉手納野球場において、パッドを開封したものの使用に至らなかった事例を含め実際に使用されていない。

問 町営住宅等へAEDの設置ができないか。

都市建設課長 人口が密集している集合住宅であり、高齢者も多く居住していることも考えると担当課としても設置の必要性を感じている。今後、設置場所も含め各住宅の管理人と協議し設置に向けて検討する。



町内公共施設へ設置されているAED

副読本「嘉手納町の歴史と文化」を町民向けに発刊へ

問 昨年、町の歴史・文化を子どもたちが学ぶことで「嘉手納を愛する心」を育み、町の未来を開く人材育成につなげたいと発刊された副読本「嘉手納町の歴史と文化」を、今度は町民向けに発刊できないかと、去る3月議会において確認をした。

発刊に向け鋭意努力をしたい、前向きに検討したいとの答弁があったが、その後の進捗状況は。



嘉手納中学校社会科副読本「嘉手納町の歴史と文化」

中央公民館長 著者や関係者においては、無償で発刊されるのであればとの承諾を得ているので、令和3年度6月定例会の嘉手納町一般会計補正予算において、その経費を計上している。本議案可決後、手続きを進め、今年度での発刊を予定しており、全世帯へ無償で配布するかを検討している。



奥間 常明

新型コロナウイルス対策を問う

問 高齢者・基礎疾患等で被自宅介護者・被在宅療養者の介護・看護に携わっている優先順位後半の希望者に早めのワクチン接種を。

町民保険課長 国の指針に基づき検討していきたい。

問 PCR検査を各自治会事務所で行えないか。

町民保険課長 対応は厳しい。相変らず若者の、感染拡大が止まらない。町としての対策は。

産業環境課長 専門家を個店に派遣し、指導を行い必用な対策に係る経費の補助を行っている。より一層の周知等を実施していきたい。

問 コロナ禍で、経済的困窮世帯が増えることが予測されるが、食の困窮対策は。また、生理の困窮対策は。

福祉課長 社協と食料品・生活用品を含めた日用品を提供する生活困窮者等支援事業を実施する予定。

問 小学校での朝の食事提供活動事業は。

教育指導課長 町内3小中学校の養育環境に課題を持つ子供たちを対象に社協とコミュニティソーシャルワーカーが連携し、実施している。

問 西浜区住民で子ども食堂について動きがあるようだが行政のアドバイス・支援は。

子ども家庭課長 本来であれば行政指導で地域ボランティアと連携した形が望ましいが、どのような支援ができるか考えていきたい。また、いろいろ相談にものっていきたい。



ひっきりなしに待機するタクシー

高齢者外出支援タクシー料金助成費の受給資格緩和を

問 実生活において、交通弱者に十分該当するが、要件を満たしていないと言われた高齢者とその家族の方々から要件緩和を切望する声が多いが。

福祉課長 本事業は、交通弱者対策として今後も継続していく予定であり、高齢者の声を拾い上げながら、対象者の要件を検討していきたい。

嘉手納高校生徒を対象にした交通手段を問う

問 これまでも、同校生徒への通学支援策としてマイクロバス運行の要望があったが、西浜区コミセンを出発地点として、各区経由のマイクロバス運行ができないか。

総務課長 一部の学校へのマイクロバス運行は他校との公平性の観点から問題があると考える。

問 同校周辺に保護者車両・タクシー待機駐車場整備を。

総務課長 駐車場についても利用者・利用目的が限定されるため難しい。

問 読谷村の鳳バスの同校周辺までの乗り入れについて読谷村

側との協議を。

総務課長 幾つかの課題を解消するための案を提示した上で交渉すべきだが予定していない。

交通安全対策について問う

問 西区、水釜大木線と町道48号線の交差点は、車両の交差点内立往生や猛スピードでの信号無視による交差点通過が後を絶たない。歩行者、特に児童生徒の登下校時の通学路であり、万全な安全対策を取るべきであると考えるが、同交差点に、運転者に対する啓発と事故防止、抑止力として監視カメラ・日英語の看板設置ができないか。

また、水釜384番地付近緩やかなカーブ沿いに看板設置ができないか。

総務課長 監視カメラは、プライバシーの観点から地域住民のコンセンサスを確認する必要がある。看板については設置する。

問 久得牧原線、道の駅路面におゆづりエリア表示を。

産業環境課長 コロナ禍収束後、大型バスが戻ってきたら、どのように県道側に向けたほうが、安全性、利便性の観点から得策か、意見を聞いて考えたい。



金城 利幸

**嘉手納町健康危機管理
議の組織構成と活動内容
を伺う**

問「厚生労働省健康危機管理基本方針」によれば健康管理とは「医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他、何らかの原因によって生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療に関する業務で、厚生労働省の所管に属するもの」となっている。

本町では過去には米軍基地からの汚染水、オイル漏れ、燃える井戸。近年はPFOS、悪臭問題が発生。さらに今回はコロナ感染となつている。町当局、担当職員、関係者には改めて謝意を表したい。嘉手納町健康危機管理議の組織構成と、これまでの主な活動内容と今後の予定は。

町民保険課長【部長】町長【副部长】副町長・教育長【対策部長】総務課長・子ども家庭課長【事務局長】町民保険課長【事務局次長】町民保険健康予防係長【部員】会計管理者【班長】各課課長。以上役場内職員。

今回はコロナ感染症対策で平成26年3月に制定した会議で活動・対応中。

**厚生労働省の新たな事業
「地域共生社会」づくりと
評価基準「つながりの指
標」の導入関連について伺う**

問本事業は厚生労働省の新たな事業で実施予定が全国285市区町村で本年度予定42、残り243は来年度以降とのこと。事業の要点説明と本町の対応は。

福祉課長 改正社会福祉法で重点的支援体制整備が創設された。

①包括的相談支援 ②地域づくり事業 ③他機関共同事業。

等々複数支援機関等の相互の連携支援体制を整備して具体的支援を実施する。本事業は、任意事業で、令和2年度は沖縄県で実施の市町村はない。他市町村の動向を注視して調査研究を。

**沖縄西海岸嘉手納バイパス
「陸上案」の撤回廃止が不
透明その後の国の動向は**



■ライン (海上案) ■■■ライン (陸上案)

問嘉手納水釜の住宅地域を通り過ぎる沖縄西海岸道路バイパス「陸上案」に対して、「地域分断・通学や日常生活に支障・通行車両の騒音や排ガス被害」「基地被害に加え新たな被害」「狭隘な居住面積をさらなる縮減で人口減」特に「大木水釜線の渋滞緩和の解決策を陸上案に求めるな」との地域住民の根強い不安と反発が一体となり、西区自治会から「陸上案に反対す

る決議・陳情書」が、平成19年9月嘉手納町議会の本会議に提出された。

議会では全会一致の採択となった。時間の経過と共に懸命に取り組んできた方々の高齢化も進み「子や孫の未来のためにも」しっかりと見守ってとの声は今日も続いている。

南部国道事務所のその後の本町への動向と対応は。

都市建設課長 ご質問のとおり当初の「海上案」が平成18年には「陸上案」としての説明に変わった。しかしその案は西区自治会や議会からの反対意見で平成25年に再度「海上案」へと変更され、現在に至っている。その後も何度か「海上案」の勉強会を開催。町の懸案事項が未解決のまま進展は滞っている。

問一連の事象について町長の所見は。

町長 私も、当初から現在でも「陸上案」は反対。「海上案」については「バイパス南側」の見通しが不透明だが、町民の利益、利便性を視点に、国とは「海上案」で臨みたい。



仲村 一

コロナワクチン接種を問う

問 新型コロナウイルス感染拡大が収まる気配が一向に見通せない中、5月から高齢者向けのワクチン接種が始まった。

感染者を出さないことが喫緊の課題だと思いが、5月末時点で75歳以上の方の人数は。

町民保険課長 1752人。

問 5月末時点で75歳以上のワクチン接種予約人数は。

町民保険課長 1176人。

問 まだ予約をしていない方々への連絡体制は。

町民保険課長 町ホームページ・町LINE・ポステイキング・広報無線・広報誌・QABデータ放送・コロナワクチンナビ・自治会掲示板等で周知し個別にクーポン券を発送している。

問 65歳以上の人数と予約状況は。

町民保険課長 5月末時点で

65歳以上74歳未満の人数は1665人。予約者数は971人。

問 1日の接種人数は。

町民保険課長 5月に行われた集団接種は100名から始めた。

6月からは1日あたり150名で、本日（6月10日）は186人を予定。

問 65歳以上の接種完了見通し状況は。

町民保険課長 接種希望する方については7月末までにできる見通しである。

問 これまで5回の接種でアナフィラキシー症状を起こした人はいるのか。また、出たときの体制は整っているのか。

町民保険課長 6月6日現在では出ていない。緊急対応としてその場にいるドクターが対応し必要であれば病院へ搬送する準備をしている。

問 ワクチン接種キャンセルについての対応は。

町民保険課長 キャンセル待ちをしている方々に連絡して接種してもらっている。キャンセル待ちがない場合は接種会場に携わっている職員に行い、ワクチンを無駄にしないよう対応している。

問 高齢者施設の職員や保育士等に優先的に接種ができないか。

町民保険課長 近隣市町村、国・県の動向を注視しながら検討していきたい。

問 高齢者施設の移動が難しい方々への対応は。

町民保険課長 高齢者施設の方に巡回接種ということで出向いて接種を行っている。

問 接種会場まで移動手段が難しい方々へ近隣市町村ではタクシーの無料券を出しているが、本町の対応は。

町民保険課長 交通手段がない方については情報を収集しながら対応を考えていきたい。

問 役場担当職員に無理な残業超過や負担はかかっているか。

町民保険課長 職員が97時間超勤をしている所もある。今後は全庁で対応し負担を下げるよう努力したい。

野國總管商品券を問う

問 近隣市町村ではプリペイド式の導入が始まり好評を得ていると聞いているが、今後の導入

予定は。

産業環境課長 商品券事業も今年度で20年目を迎え、定着した方法を変更すると高齢者の商品券利用者が混乱することが想定され、難しいと考える。

問 商工会からデジタル化に向けて要望等があったか。

産業環境課長 今後の電子化に向けて相談した経緯はある。電子化に向けては、決済関係、メーカー、銀行関係も含めて関わってくるので、商工会を含め今後も協議する必要がある。



野國總管商品券とプリペイドカード式商品券



志喜屋 孝也

兼久海浜公園全般を問う

問 照明の設置について、テニスコート横の通り2か所の電球取替と総合運動場体育倉庫の後方海岸沿いの通路・ネーブル側の公園角の街灯設置を問う。
都市建設課長 テニスコート横及び体育倉庫裏は改善を図る。



街灯の設置を

問 防波堤通路の犬等のフン持ち帰り看板、裸でのジョギングや、バーベキュー禁止看板等の設置を問う。

都市建設課長 水釜護岸防波堤は、県中部土木事務所管理となっており、看板劣化のため再設置について相談する。

問 野良猫の去勢を問う。

産業環境課長 NPO法人、動物基金を実施している「さくらねこプロジェクト」を活用して、自治会で実施。去勢後、片耳にカットを入れ、元いた場所に戻す取り組みをしている。

問 ゴミの持ち帰り看板設置枚数と公園の清掃は。

都市建設課長 看板は6枚設置。公園の清掃はかでな振興に依頼。嘉手納漁港から兼久海浜公園までの海岸沿いの清掃は2名を清掃員として雇用、毎週月曜日及び金曜日清掃。

問 スケートボード場の設置は。

都市建設課長 住民説明会、または関係者と意見交換の中でスケートボード場の必要性等を検証し検討する。

問 沖縄県護岸整備の防波堤通路の石が詰められた網式消波材

の網は切れていないか。

都市建設課長 一部切れているが、県からは耐久性に問題はなく、この網の材質的にはこれ以上切口が広がる可能性は低いとのこと。仮に広がれば再度県に対策を講じる要請をする。

問 公園奥側の防波堤の柵の対応は。

都市建設課長 公園奥側の中部土木事務所管理の護岸に設置されている転落防止柵・転落防止用偽木柵は、腐食により壊れた状況にあり、ロープにて立入り禁止の処置を行い、連絡を入れており、当該箇所の補修は、応急業務にて対応する。

問 高齢者対応の健康遊具の設置を問う。

都市建設課長 健康器具の設置は兼久海浜公園のリニューアル計画に入っており、設置する。

問 クッション性の高い、膝にやさしい公園一周のタータントラックの設置とアンツーカーの補修を問う。

都市建設課長 ゴムチップ系の舗装を整備しているが、途中で切れた状態になっており、今後、リニューアルに併せて総合運動場の周囲まで延長し、公園を取

り囲むような形に整備する。はげている箇所は、場所を特定し、修繕依頼をしている。



タータントラックの補修を

問 兼久海浜公園駐車場の管理を問う。

都市建設課長 現在の駐車台数は164台。開錠を6時、施錠を22時に行っている。

長期間駐車している車両について、陸運事務所、軽自動車協会へ車両所有者の照会を行い、撤去命令書を送付し撤去させてきたが、撤去されないまま放置された車両も現在あり、引き続き撤去を促している。



嵩原 妙子

**地方自治体の公的奨学金
返還支援について問う**

問 大学生などの2・7人に1人が利用している奨学金だが、社会人になってからその返還に苦労していることが昨今の問題になっている。現在の嘉手納町人材育成会の学資貸与利用人数は。

社会教育課長 令和3年5月31日現在、学資の貸与事業を33名の学生が利用し、償還者は78名となっている。

問 日本学生支援機構の奨学金返還支援制度について、本町としてどう捉えているか。

社会教育課長 国が地方定着促進の取組みとして、日本学生機構と連携実施し、地域内での居住、就業を要件に、その学生が抱える奨学金の返還を地方公共団体や企業が支援する取組を推進するものであり、市町村の活用について、対象要件の見直し

と事業拡充が行われており、この事業内容が本町において合致するものかどうか、そのほかの支援制度等も併せて情報収集等を行い調査研究する。

問 まち・ひと・しごと創生本部の奨学金返還支援制度に特別交付措置に関する情報はありますか。

企画財政課長 令和2年6月1日に改めて通知されている。地方創生に絡む事業で本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に計画づけられているのであれば、交付税の制度を実施するに当たっては、担当課と制度設計をしながら、県と調整しながらの実施となるため、まずは情報収集からと考えている。

問 本町の人口減少に歯止めをかけるためにも企業と力を合わせて奨学金返済制度を導入し、若者が地域に戻ることが定住促進につながる、まちの活性化へは福祉関係の専門学校奨学金支援制度の導入を推進したいが、本町の見解は。

町長 まずは調査をし、活用余地があれば、その検討も進めていく必要がある。



生理の貧困について問う

問 世界的に「生理の貧困」への啓蒙と取組みが始まっており、数か国では小中高校へ生理用品が無料で提供されている。

昨今のコロナ禍が長引く中で、女性や子どもへの貧困対策、児童虐待などの観点からその実態を把握し、町内の小中高学校へ生理用品の無償配布はできないか。

総務課長 県内においても幾つかの自治体が防災備蓄や寄附によって集められた生理用品を配布しているという事例がある。

経済的困窮や虐待などの様々な視点で検討する必要がある、今後、関係各機関と連携し、近隣市町村等の状況を確認しながら、その必要性について調査研究していく必要があると考えている。

問 本町の災害備蓄用品に生理用品はあるか。

総務課長 本町においては災害時に備え女性用生理用品については、現時点で466人分の3日分相当を備蓄しているが、十分な量とは言えないため、今後、年次の計画の中でさらに備蓄数量を増やしていく予定である。

タクシー料金助成事業について問う

問 町民の皆様に変喜ばれているタクシー料金助成券は、今年度から、対象年齢の拡充や助成額の増額、枚数も増え、高齢者の皆様の日々の暮らしに役立つすばらしい事業である。福祉課の皆様は御尽力に感謝するが、その一方で、1回の乗車につき1枚限りの利用となつている。1回の利用時に2枚使えないか。

福祉課長 前年度の実証実験では90・5%の方が1回につき1枚の利用実績だったこと等を踏まえ、地域福祉交通検討会議で検討した結果、本格導入開始の令和3年1月より1回の乗車につき1枚の助成券交付となつている。



石嶺 邦雄

テニスコートの設置を

問 これまでにテニスコート設置の話が何度もあがっていましたが、なかなか進んでいない。中学の部活も兼久海浜公園で練習と大変不便かと思うが、これまでにテニスコート設置に向けて話し合いはされているか。兼久の改修工事が始まる前に早急な設置はできないか。

また、嘉手納小体育館跡地は広さからしてテニスコート設置に適していると思うが検討できないか。

教育総務課長 嘉手納小学校敷地等配置計画に基づき、旧体育館跡地を含むエリアにサブグラウンド機能を有する施設整備を予定している。

その施設はテニスコートにも利用可能であり、通常は小学校の利用を優先し、放課後は中学校テニス部による使用を予定し

ている。

問 兼久海浜公園の改修でテニスコートを新たに設置する場合、フットサル兼用で利用できる施設にして利用率の向上を。

社会教育課長 兼久のテニスコートは日頃から、幅広い層の多くの町民に利用されている体育施設で、テニスコートは今後、兼久海浜公園リニューアルにおいて改修が決まっております、利用者の声を聞きながら現在の仕様通りテニスコート専用としての計画が進んでいる。リニューアルに伴い、新たな利用者の増も見込まれるので、フットサル兼用コート設置は、現在検討していない。



リニューアルが予定されている兼久海浜公園テニスコート

問 小学校のサブグラウンドを整備するにあたり、どういう競技ができるのか。そこには照明は設置されるのか。また、土か人工芝、どちらで整備するか。

教育総務課長 授業でのドッジボール、サッカー、テニスなどを想定している。照明は今回の工事には含まれていない。

多目的に使用するので、ハードコートより少々柔らかいアクリル系樹脂の舗装を予定している。

社会教育団体の会議室を(事務室)

問 今回、特定地域特別振興事業による建物の中にシェアオフィスを計画しているが、町内の各種団体の中でも会議室、または事務室としては適さないなどの声が聞こえる。

専用の会議室、事務室が必要な団体へのヒヤリングなどは行っているか。

社会教育課長 昨年6月に社会教育団体5団体に対して、施設の概要説明と各団体の活動場所や会議の頻度、活動に必要な設備等についてヒヤリングを行

い、その後、その内容等を参考に計画を進め、10月末に同団体に対し、その時点で決まっていた内容について配置図等を見ていただきながら、シェアリングオフィスに関する説明会を実施した。

問 福祉センター2階に入居していたコールセンターはいつ頃退去して、現在の利用状況はどのようになっているか。

産業環境課長 以前に入居していた企業については、令和2年8月で退去しており、その後、昨年マルチメディアセンター設備改修工事に伴う入居企業の事務所の一時移転先として使用した。現在は5月17日より新規の企業が入居している。

問 社協の2階は、現在、産業環境課の管轄でマルチメディアセンターの指定管理者が管理していると思うが、教育委員会へ管理を換えて、社会教育団体の会議室または事務室へ変更できないか。

産業環境課長 社協の2階の今後の管理に関しては、今後も現在の目的に沿った形の利用をし、教育委員会への管理換えは考えていない。



新垣 貴人

「生命の安全教育」を問う

問 若い世代の望まない妊娠や性被害など、社会問題である課題を幼少期から年齢の発達段階に応じて、子ども達が学ぶ「生命の安全教育」が注目されている。正しい知識を身につけ、自分の心と体を自分で守る事が大切だが、本町での「生命の安全教育」についてこれまでの取り組みは。

教育指導課長 子ども達が、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう保険指導、道徳教育、学級指導等を実施。ライン等のSNSの使用については、外部講師を招き講演会を実施。

問 今後の教育方針は。

教育指導課長 生命の安全教育について先生方が、内容を認識し指導方法の実施計画を立て、発達段階に応じ計画的、継続的な指導を実施。また、保護者や

地域にも積極的に情報発信を行い、理解を深めていく。

公共施設の整備状況は

問 公共施設は、町民が行政サービスを受ける基盤となる施設であり、充実した施設整備は町民生活の向上に大きく直結する。今後、公営住宅、福祉関連施設、文化関連施設、公園等の建設が予定されている。次の公共施設の整備方針を伺うが、役場庁舎の建替計画は。

総務課長 施設の法定耐用年数は、役場が令和13年。文化センターが令和11年となっている。今年度、耐力度調査、耐震診断を実施し建替方針の策定を検討。

問 兼久海浜公園リニューアル計画の進捗状況は。

都市建設課長 防衛省補助事業となった兼久体育館の建て替えを先に進める。

問 県道74号線とロータリープラザを繋ぐ、屋根付き歩道橋の建設を提案する。

都市建設課長 交差点付近の埋設物や建設費用等、南部国道事務所や関係機関に実現可能か相談したい。

コロナ禍における各課の取組状況は

問 緊急事態宣言が発出され、小中学校が休校となり、商業施設や飲食店は時短営業を余儀なくされた。ワクチン接種は既に実施されているが、先行きが不透明な社会情勢の中、コロナ禍で経済的に影響を受けた町民に対し、行政からの生活支援が必要だ。また、新しい生活様式での町内行事の在り方も考えなければならぬが、昨年度の住民税、国民健康保険税、公営住宅家賃、水道料金、保育料納付の相談件数は。

答 左記一覽表の通り。

| | 猶予相談 | 減免相談 | 申請 | 許可 |
|--------|------|------|-----|-----|
| 住民税 | 35件 | | 20件 | 20件 |
| 国保税 | 0件 | 25件 | 9件 | 9件 |
| 公営住宅家賃 | 8件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 水道料 | 4件 | 0件 | 1件 | 1件 |
| 保育料 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 計 | 47件 | 25件 | 30件 | 30件 |

税等の減免・納付猶予の申請・相談件数及び許可件数

問 今年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概算額と事業計画は。

企画財政課長 令和2年度の繰越分が、2億円近くあり今年度の概算額は、6月下旬に通知がくる。事業計画については、各課に6月25日までの提出を依頼中。

問 当交付金を活用し、コロナ禍の影響で生活困窮に陥った世帯へ家賃補助ができないか。

福祉課長 県から住居確保給付金を受給している生活困窮世帯に今年度も10万円を支給する予定。

問 町内の行事の開催方針は。

(野國總管まつり、体協、運動会、敬老会、新春の集い等) 産業環境課長

野國總管まつりの開催は困難。

社会教育課長

体協は、感染状況で判断。

教育指導課長

運動会は、感染対策を行い、実施する予定。

福祉課長

敬老会は、感染状況で検討。

総務課長

新春の集いは、感染状況で可否を検討。



田崎 博美

死亡後の手続きについて問う

問固定資産税（土地、建物）について、12月末までに相続登記が完了できない場合は、どのような対策を講じているのか。

答固定資産税の件で問合せがあった際、12月末日までに相続登記が完了しない場合は、相続人代表者指定届を提出するよう案内しており、固定資産税に関する通知書等を相続人代表者に送付している。

問町・県民税の手続きは。

答納付状況を確認し、未納がある場合は、相続人の方に納付していただきたい旨を説明している。

問軽自動車税の手続きは。

答廃車または名義変更手続きが必要となる。また、必要な手続の種類と手続場所、連絡先について説明した資料を渡している。

問国民健康保険の加入者が死亡した場合の手続き及び後期高齢者医療保険資格喪失届、葬祭費支給申請の件数は。

答町民保険課長 国民健康保険の加入者が死亡した場合、国民健康保険資格喪失届、葬祭費補助金交付申請書及び保険証の返却をしていただいている。

後期高齢者医療保険資格喪失届は12件、葬祭費支給申請が96件。

問死亡後の手続きに関する役場での案内内容は。

答町民保険課長 住基カード、個人番号カードの保持者はカードの返納、年金については未支給年金等の手続きが必要。

国民健康保険及び後期高齢者医療保険に関しては、資格喪失届の提出、被保険者証の返却、葬祭費補助金交付申請書の提出が必要。

答福祉課長 介護保険手続は65歳以上の全ての方に、介護保険喪失の届出、高額介護サービス費支給対象者には介護保険給付に係る代理人指定届出書、未申請の方には介護保険高額介護サービス費支給申請書の提出を案内している。

上下水道課長 水道を継続使用するか、閉栓するかを確認し、継続使用の場合は給水契約の名義変更手続きを、閉栓の場合は閉栓日を確認し、最終料金の精算を行う。

産業環境課長 農地の相続に関して該当がある場合は、農地担当が説明を行うことも可能。

都市建設課長 町営住宅、町民住宅または再開発住宅に入居されている方は都市建設課での手続きが必要。手続内容については都市建設課か指定管理者への相談が必要。

無電柱化について問う

問防災、景観安全のための無電柱化に関する現状は。

答都市建設課長 現在は、無電柱化に係るガイドラインに沿って無電柱化が進められており、低コスト工法など各種提言がされているが、どのような工法が嘉手納町に適用するのは今年度実施する無電柱化推進計画策定業務で先進事例等を確認しつつ調査研究していく。

問無電柱化の工法はどのような方式を導入予定か。

答都市建設課長 どのような工法

が適しているのかは整備路線確定後、基本設計段階でコンサルタントからも意見を聞きつつ検証をしていきたい。

問設置する時期と地域（路線）は。

答都市建設課長 電線共同溝の整備を行うためにはkmあたり3億円のコストが必要となり、財源の確保が一番の課題。また、民地側引き込み工事についての費用負担や地上機器の設置場所も課題。設置時期と地域については無電柱化協議会の中で電線管理者の意見も踏まえつつ決定予定。



町内での電線地中化の事例（むつみ通り）

陳情審査の概要

6月定例会において、陳情2件を採択した。詳細については下記のとおり。

陳情第10号

後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書

本陳情は3月定例会において文教厚生常任委員会に付託された。その趣旨は、今法改正で影響を受ける後期高齢者は370万人と推定され、年金収入減少のために働くことを余儀なくされている高齢者が多数存する等の実態を踏まえ法改正中止を求めるものであり、陳情の趣旨には同意できる。しかしながら、法案が今国会において成立し、陳情で求める意見書提出は適時でないとの意見もあった。各委員の討論、採決の結果、趣旨採択すべきものと決定した。

陳情第11号

安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書

本陳情は3月定例会において文教厚生常任委員会に付託された。その趣旨は、昨今のSARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、ウイルス感染への対応が求められる状況を踏まえて、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと、医療体制の充実を図ること等を求める内容となっている。

各委員の討論、採決の結果、採択すべきものと決定し、6月定例会において意見書を上程し採択された。

議会だより

題字紹介



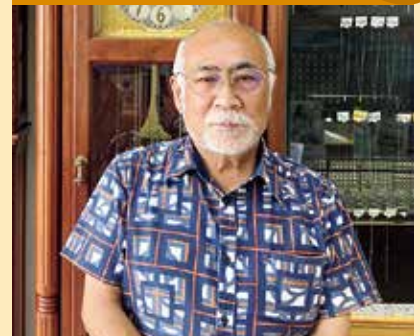
屋良小学校6年
なかもと ゆうだい
中本 雄大さん



「議会だより」の「議」の字のバランスが難しかったです。あと、字のおき場所にも気をつけて書きました。漢字とひらがなのバランスに気をつけて書けたからいい練習になりました。この経験をいかしているんなことにチャレンジしていきたいです。

職人紹介

〔山田時計店〕
山田 義明さん



「心より感謝申し上げます。これからも歩み続けたいことです。」とのこと。
新町再開発地区にある山田時計店は、時計修理士3名、貴金属修理士1名、販売員2名で営業しています。

〔山田時計店〕 〇九八―九五七―三五七九

高級時計専門の全国版情報誌が選ばれる38人の技術者・優良店として、沖繩から唯一選出された山田時計店・山田義明さん。「お客様のお顔をみたい」をモットーに父が起業し、創業70年にな

